第29回農業委員会総会議事録

1　日　時　　令和6年10月25日（金）　午後1時30分～午後2時53分

2　場　所　　湯河原町保健センター　2階　大会議室

3　出席者　　農業委員　議長　外9名
出席を求めた農地利用最適化推進委員　1名（欠席：第1・第3区域）

4　本日の議案は議事録に編集のとおりである

5　本日の書記は下記のとおりである
菊地照忠（事務局職員任免）

6　議　事

事務局長	皆さんこんにちは。 眺望ガーデンの先週の中耕、昨日の種播きと色々とお疲れ様でございました。ありがとうございます。 案件2件とその他がありますので、よろしくお願いします。 定刻となりましたので、第29回農業委員会の総会を開会したいと思います。 それでは議長お願いします。
議長	皆さんこんにちは。 一応、秋これからみかんも本番でそろそろ忙しくなると思いますが、ご出席いただきましてありがとうございました。また、先日、眺望ガーデンの耕うんと昨日は種まきということで、協力していただいた方々、大変ありがとうございました。草寄せ、耕うんも1日で終わるとびっくりしたんですけれども、無事終わり、昨日も子供たち大勢来て、楽しかったと思います。どうもありがとうございました。 それからこれからの話としては、11月6日に、神奈川県農業委員会活動推進大会が横浜で開催されます。是非、農業委員の皆さん推進委員の皆様、ご出席をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。 それでは早速議事の方に入りたいと思います。本日の議事録署名委員の指名ございますが、7番委員、8番委員の2人にお願いしたいと思います。 それでは議案に移りたいと思います（1）農地法第5条の規定による許可申請書審議について、日程第1、議案第71号駐車場について事務局より説明をお願いします。
事務局	日程番号1議案番号71、農地法第5条の規定による許可申請書審議について説明いたします（事務局説明）。 ご審議の程、よろしくお願いします。

議長	それではこの件について現地調査された、９番委員、報告をお願いします。
９番委員	では報告させていただきます。今月の 18 日に８番委員、第２地区推進委員、私の３名で現地を確認して参りました。現地は農地でございまして、４ページを見ていただくように丸で囲まれたところでございます。鍛冶屋の俗称、オレンジタウンです。オレンジタウンに続く道の入口になります。現状は畑になっております。それでこの中の畑を駐車部分だけ貸し出すと、残ったところにつきましては、現用、畑、野菜やなにかを植えて、畑になっております。ここの地形ですけど、ちょうど畑と駐車場の境になる真ん中辺りが一番低いところになってまして、仮に駐車場を作ったとしても、残った畑の運用には差し支えないと判断いたしました。南側が傾斜になっておりまして、先ほどの写真を見ていただけるように、周り間知石と道との間に水路が全部入っております。側溝です。それとオレンジタウンに向かう道には下水の本管が入っておりました。駐車場になって水はけ等の心配はない。他の畑の部分に水等で被害が及ぶことはないと判断いたしました。この土地は公図を見ていただけるように５ページです。周りを全て農道と町道に囲まれております。それで隣接の畑に対しても、今回駐車場ということで、建物が建つわけではないですけれども、影響はないというふうに判断いたしました。以上でございます。
議長	ありがとうございした。 よろしいですか。
９番委員	補足ですが、先程の農地転用後の残った農地の使用についてなんですが、５ページ見ていただいて、残った畑の出入りですけど、この畑は南側のこの境の辺りに入口を使っておりました。そこの部分は農地として残ります。ですから、そのトラフ等のそのもの運用については何ら問題ないものと判断いたします。以上です。
議長	ご苦労様でした。ただいまの件についてきまして、何かご意見、ご質問等ある方はお願いします。
１番委員	令和５年頃に、この曲がり角のところも駐車場で来ていました。
議長	そうですね。
１番委員	許可されていたので、それイコール何も問題ないと思います。
議長	他によろしいですか、
事務局	今、１番委員がおっしゃる通り 81 ページ、こちらの緑のところ、第２駐車場部分が前回の貸し借りの案件でございます。写真につきましてはその後ろです。

議長	私の方から、この土地が 575 番の１の一部ということで、まだ分筆してないということで、これから分筆して、正式に、図面があるから場所は分かるけれども、分筆を今後、例えば、県の許可までにタイミングが分からないですけれども、それはどういうふうになっていますか。
事務局	議長がおっしゃる５、６ページの件でございますけれども、こちらにつきましては、未分筆の形で申請が可能と県へ確認しております。許可後でないと分筆ができない。
議長	わかりました。そういうことで、他に何かご質問ご意見ある方いらっしゃいますか。よろしいですか。それでは無いようですので、採決を取りたいと思います。日程第１議案第 71 号駐車場について、許可相当ということで賛成の方は挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	続きまして、(2) 非農地証明について、事務局で説明をお願いします。
事務局	日程番号２議案番号 72、非農地証明について説明いたします（事務局説明)。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	それではこの件について現地調査された８番委員、報告をお願いします。
８番委員	先ほどの案件と同日、18 日の日に３名で現地の方確認してまいりました。場所は五郎神社からロータリー右手に入ってすぐのところです。詳細に関しましては事務局の方から説明があった通りですが、かなり荒れておりますので、非農地として問題ないかと思います。よろしくお願いします。
議長	ご苦労さまでした。この件について何かご質問ご意見ある方お願いします。よろしいですか。 それでは無いようですので、採決を取りたいと思います。 日程第２議案第 72 号、非農地証明について、賛成の方は挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	非農地証明として証明いたします。 議案は以上でその他に移りたいと思います。 (1)　調査案件地区割振図（案）について、説明をお願いします。

事務局	かねてから何度か担当地区を説明させていただき、委員さんへ修正等を依頼しておりますが、議長からこの部分変えて欲しいということで一応承っております。その他の地区で変更等はいかがでしょうか。もしないようでしたら、その議長の吉浜部分を修正した後、来月地図として確定をさせていただきます。
議長	吉浜と鍛冶屋は前回、少し残り、明細地図を基にそれを事務局に伝えてあります。
８番委員	それでよろしいと思います。
議長	あと残っているのは鍛冶屋と城堀か、尾根にしようと、事務局は分かりますか。もう少し細かい明細地図を持ってきて、線を引いていただければと。
事務局	事務局を含めまして各委員さんが後ほどご利用になると思いますので、事務局の方にお伝えしていただき、来月、確定版を作らせていただきます。
９番委員	４番委員へこの資料の２ページ目の線引きでよろしいですか。
４番委員	いいです。
９番委員	これが境になっている。尾根です。２ページ目、これがちょうど鍛冶屋と城堀の、青い線、これがちょうど尾根に当たります。分かりました。
事務局	次回、配布させていただきます。
議長	続いて、(2)神奈川県農業委員会活動推進大会について、お願いします。
事務局長	去年も海老名の方でやらせていただきました活動大会でございますが、今年は11月６日、横浜のほうでやることになりました。 前回も、私の方で読み上げさせていただいた上で、議案に対しての質問というか、意見があるかどうか。というのを皆さんの意見を聞きたいと思いますので、是非、お話しさせていただきたいと思います。 それでは第１号議案からありますので、私の方で読まさせていただきます。 １号議案、地域計画策定方針と現実に向けた支援に関する要望 神奈川県においても、高齢化・人口減少が顕著になり、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が加速し、農地が適切に利用されない現状が深刻化しています。こうしたなか、本年５月に国民の食料安全保障を

	確立していくため「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正され、新たな農政の展開に向け大きな第一歩が踏み出されたところです。一方で、都市的地域に立地する神奈川の農業は、関連制度や税制を活用しつつ、地域と調和の振れた発展が求められており、近年行われた関係諸制度の創設や改正により、都市農業の一層の推進が期待されています。昨年４月に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」では「地域計画」の策定が義務づけられました。計画では、食料を提供する基盤である農地について、将来に向け、効率的かつ総合的に利用を図ることを目的として、来年３月までに策定し、担い手の変更や農地転用、相続時等には速やかに更新する事が求められています。 このため、県は次の事項について取り組むよう強く要望します。 １、農業政策の地域計画への紐づけと地域計画を実現するための措置について 現在、県内 30 市町村の 101 地区において地域計画の作成中であるが、補助金や交付金の扱い、生産に関わる地域指定と地域計画との関連などの情報が、段階的に出され、現場が混乱しています。 こうしたなか、国、県、及び市町村の各種農業施策・計画が地域計画と整合がとれたものになるよう紐づけを図るとともに、令和 7 年度以降の各種補助事業や地域指定等との連携に当たっては、県は早めに事業概要等を周知すること。また、令和６年度末までに全ての地区で地域計画が策定されるよう、県は地域計画策定推進協議会を通じ、伴走支援の継続実施と併せて、計画を実施するため話し合いの継続や、推進体制の構築を支援すること。さらに、地域計画の更新が速やかに行えるよう各市町村の取組を支援する予算を継続的かつ弾力的に措置するよう、県は国に対して強く要望すること。 次のページお願いします。 ２、農地中間管理機構の活用強化、地域計画と基盤整備事業との連携強化について 地域計画は、将来の農地利用の姿に加え、作物の振興、多様な経営体の育成・確保等、目指すべき地域農業の総合的な計画であり、農地の集積・集約化を図る必要があります。その際、農地の中間管理権の取得について農地中間管理機構の活用が不可欠である事から、県は農用地利用集積等促進計画の事務負担軽減に向けた取組みに積極的に関わるとともに、財政的・人的措置に対し、十分な予算確保に取り組むこと。また、地域計画の実現には、条件不利地の解消が必要で、そのために基盤整備事業が求められたが、国庫補助事業の導入はもとより県単独事業についても採択条件が厳しく、事業実施ができません。そこで、県は市町村振興補助金である「農とみどりの整備事業」の地域計画枠を設け、地域計画に位置づけられたエリアでは、農振青地、白字の区別や規模の大小に関わらず事業が実施できるようにすること。 ３、農業・農村を担う者の育成・確保について 基盤法に位置づけられた効率的かつ安定的な農業経営を営む「農業を担う者」は認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者等です。ここで、改正基本法に位置づけられた「それ以外の多様な農業

	者」、すなわち、中小・家族経営や兼業農家、定年後就農やマルチワークの一環として農業を選択するものについても、その特性と役割に応じた施策を支援策が必要である。このため、令和４年度より県に設置された「農業経営・就農支援センター」を通じ、相談対応や情報提供、労働力の確保や法人化の支援、研修の実施等のサポートを行うなど、経営改善に向けた調整や就農資金の活用促進等を積極的に取り組むこと。次のページお願いします。以上が第１号議案となっております。 次、第２号議案、農地の総量確保と適正利用の確立等に関する要望 世界的な人口拡大や温暖化との影響で食料需給のバランスが崩れ、将来に向け安定的な食料調達の困難が予想されています。こうしたなかで、ウクライナや中東の問題により、国内生産の必要性が浮き彫りになり、食料の安全保障強化の必要性を受け、本年５月に四半世紀振りに「食料・農業・農村基本法」が改正されました。食料安全保障の根幹は人と農地の確保ですが、農地は食料生産の基盤であり、農地の総量確保と適正利用の確立はその基本であることから、本年６月に関連法が改正されました。さらに今後、政省令等がパブリックコメントを経て公布され事務処理基準等が公表される予定です。具体的に農地の総量確保の措置として、農振法上での目標面積の設定や農用地区域の変更に係る国の関与強化や農地転用に係る手続きが厳格化されます。また、適正利用の確立のための措置として、農地の権利取得時の法令遵守状況を確認し不適正な農地利用を防止するなど、将来にわたって農地の総量を確保し、最大限活用を図るための措置が示されたところです。このため、県は次の事項について取り組むよう強く要望します。 １、農振法及び農地法改正と農業委員会の役割等について 農振法の改正では、農用地区域からの除外の際に、資料の提出や勧告・是正の要求等、国の関与しない強まりました。こうしたなかで、農業委員会が行う遊休農地や荒廃農地解消の取組を、農用地区域への編入と併せて考慮する必要があるので、県は同意基準の作成に当たっては、各地域の実態に十分配慮すること。農地法の改正では、農地転用に係る手続きが厳格化され、転用許可を受ける者が定期報告を行う仕組みが構築されました。さらに、違反転用者が原状回復等の措置命令に従わない場合、その旨を公表する仕組みが創設されました。こうした改正を受け、県は事務処理規程の改正を速やかに、かつ現場で即応できるよう行い、違反を繰り返す事業者に対し、積極的に行政代執行を行うとともに、告発を前向きに検討するなど、具体的かつ効率的な措置を講じること。
	次のページをお願いします。 ２、農地法及び農地法改正と地域計画エリア内の農地について 神奈川県内では現在、各市町村において地域計画を作成中であり、今秋、改正農振法や農地法の政省令や事務処理規程が公布、公表される予定です。こうした状況下で、地域計画エリアには農用地区域へ編入すること、といった情報が入り現状では混乱しております。しかしながら、農振整備計画の策定・変更は、あくまでも市町村の自治事務である事から、県は国に対しその旨申し出ること。また、地域計画内

	の農地については、地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる時に限り農地転用許可を行うことができるが、その際、あらかじめ意見聴取や公告・縦覧を経て地域計画を変更する必要があります。その際、関係機関の協議で、地域計画の達成に支障がないと認められた場合には、転用に伴う地域計画の変更を転用後に行えるよう、運用改善することを県は国に強く働きかけること。以上が第２号議案でございます。 第３号議案、農業委員会の活動推進強化に関する申し合わせ われわれ農業委員会組織はこれまで、土地と人対策を通じて農地利用の最適化の推進に努めてきました。昨年４月１日に施行された「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律」では、農業委員会は、農業者の意向等の情報を勘案して 関係者の協力を踏まえ、農業を担う者ごとに利用する農用地等を含む定めて地図に表示した、「目標地図の素案」を作成し、同法に位置づけられた「地域計画」策定に向け、協議の場への参加やその調整にあたるなど、地域農業の発展に農業委員会組織が果たす役割は益々重要なものになっています。このため、農業委員会及び農業委員、農地利用最適化推進委員が緊密な連携のもと、農業委員会組織に課せられた役割を果たすべく、以下の取り組みについて申し合わせを行うものとします。 １、農業委員会活動・農業の着実な推進について (1)農地法や農業経営基盤強化促進法をはじめとする農地制度について、農業委員会ネットワーク機構及び関係機関と連携し、制度の趣旨に沿った適正な運用を図り、農地の確保と有効利用に努める。 (2)農地利用意向調査を基に、農業委員・農地利用最適化推進委員による現場活動を徹底することで、積極的に農地所有者の意向を把握するなど、地域の利用調整の取り組みを強化し、農地利用の最適化を進めるとともに、地域計画の作成・実現・更新に向け現場活動を行う。 (3)市町村が取り組む「地域計画」の策定に向け、農業委員・農地利用最適化推進委員は計画策定協議の場に積極的に参加するとともに、現場の課題を幅広く汲み上げ農業委員会法第38条の「意見の提出」による政策提案を行う。 (4)食料の安全保障強化に向けた「食料・農業・農村基本法」改正に伴う農地制度の見直しの趣旨を踏まえ、人と農地の確保に向けた 取組を強化し、現場活動を行う。 ２、農業委員会の事務局体制の強化について 多様化する農業委員会の役割を着実に実施するため、必要な人員や予算の確保等事務局体制の強化に向けた働きかけを、市町村長及び市町村議会議長等へ積極的に行うとともに、「農地利用最適化交付金」「農業委員会交付金」等の活用により、農業委員会サポートシステムの運用をはじめ、必要な取り組みの強化を図る。とりわけ、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構へ要請する際には、農地利用最適化交付金の活用を務める。以上となっております。 これらに対しましてご意見がございましたら下として言うようになります。

議長	連合会ですね。
事務局長	以上になります。
議長	それでは、今度の大会で協議される議案の中身について今説明がありました。なにかこれについてご意見ご質問ある方、お願いをしたいと思います。 私の方から質問をこんな話もあったぐらいで聞いてもらい、もし分れば教えていただければ、１ページの第１号議案のところです。上から最初の前振りの文章で、一方で、都市的地域に立地するの次の行で、近年行われた関係諸制度の創設や改正により、都市農業の一層の推進が期待されていますと書いてあります。ここに近年行われた関係諸制度の創設、改正はなんだろうなと思って。
事務局長	今のところこちらでは把握しておりません。分かりません。
議長	もう一点、紙で言うとその次の紙で、 第２号議案のところで、農振法及び農地法改正と農業委員会の役割等についてで、説明がその下にあり、見出しの農業委員会の役割がここに記載していない、あまり関係ないのではないかと思うけど、なにかこの見出しと書いてある中身が一致しないというか。
事務局長	先週、こちらの方の会議に出席してるわけなんですが、そのようなことは議題とかありません。私もわかりません。よろしくお願いします。
議長	ただ説明文を読むと、ずれてる感じがするよね。だから説明文にあったような見出しをつけてくださいというふうに言えばいいと思いますけど、下の連合会から、意見を出すとすれば、役割は関係ない。
事務局長	大会で言いますか。
議長	大会の資料として印刷できているのではないか、間に合うなら。
事務局長	先程の間違いというか、言葉が抜けてるとこがありますけど、そこについての話はする予定でおります。今のこのお話をしといた方がよろしければ。

議長	もし間に合うなら、表題を考え直した方がよいではないですか、とりあえず伝えてみたら、なんかずれている中身が違うよね。書いてあることと表題が、県の方にやりなさいと、農業委員会の役割ではない。とりあえず、言ってみてください。 間に合うかどうか分からないですけれども、そんな意見がありましたというふうに言っていただければと思います。 他に皆様から何かありますか。
９番委員	質問です。２号議案の２ページ目の最後です。転用に伴う地域計画の変更を転用後に行えるよう、運用改善することを県に国に強く働きかけることとなってますけど、現状では地目が変わったり管理が変わったときに、運用計画を変えるというか修正することがなかなか難しいという現状なんですか。
事務局	本町を含めまして他の市町のところの地域計画の農地は農用地、青地の方向でまず進められておると理解されてると思います。そこの青字を外す白地になるということの意味合いとしまして、長年当時もそうですけれども、県の許可を得なければ、青から白には変わらないということは今も変わりなく行っており、湯河原町の農業振興地域整備計画の中でも青字は青地という形で、お示しをさせていただいております。 ９番委員がおっしゃる働き掛けにつきましては、青地を地域計画で策定してしまった後、農転がどうしても必要であるとのお話だと思いますけれども、地域計画とは別に農業振興地域の農用地の解除を考えた方がよろしいかと思います。
事務局長	青地から青地に行く場合には、今ここに書いてあるように地域計画に入っていないと、それは難しい話になりますので、地域計画の改善、改修が必要となります。それに関しましてやっぱり時間がかかるかというふうに、今言われてるところでございます。
９番委員	そうしますと、申請内容によっては今まで以上に時間がかかってしまうということになるんでしょうか。
事務局長	おっしゃる通りでございます。青地を借りているとか、所有権移転とかに関しましてはかなり時間がかかるのではないかと思います。ただ、ここ近年ですね、青地のところで、所有権移転があったっていうのはあんまり聞かないので、あった場合は、そのように時間かかってしまうという形になります。
９番委員	それを改善するように、強く働きかけてくださいということで、理解してよろしいでしょうか。時間的なものを含めて、運用改善を強く働きかけてくださいという理解でよろしいでしょうか。
事務局	９番委員のおっしゃる通りです。
９番委員	分かりました。ありがとうございます。

議長	これは転用の時だからね。当然、所有権移転も絡んでくる場合もあるけれども、農業以外の用途に転用する場合に、農振の青字で多分、両方の地域計画の方もやらなくてはいけないし、農振整備計画の方も変更しなくてはいけない。それは今まで通りだけど、地域計画が今度できるので、そこ手続きで必要になってきて時間かかるということですね。転用の場合ですけど。よろしいですか。
事務局	２号議案の、本文４行目、「食料・農業・農村基本法が」のがを取る詰めで訂正したい。
議長	他に何か、地域計画を作るとか、色々、農業委員会の仕事が年々増えてるような感じがする。それで役場の方も、当然、予算が今まで以上に必要になるのではないかと思いますけど、それは国の補助金とか県の補助金というか、それは増えてるんですか、業務ばかり増えて予算が増えないだとか、実態はどうなんですか、当町の場合で言えばどうですか。
事務局	交付金の話だと思いますけれども、横ばい、あるいは下回り増えてはいない。
議長	ここで基盤法案改正されたりして、この地域計画を作る。その前からその人・農地プラン実質化をやって、段々、仕事が増えてきてます。多分、増えずに横ばいあるいは減少。
事務局	当初の交付決定の後、国から県の方の交付金の見直し等は、年度末近くに入りますけれど近年は微増という形で、交付金の当初の金額にプラスアルファという形で全国に振り分ける方で少しはいただいておりますけれども、あまり多くはないです。
議長	微増であるけど、業務量の増加に見合うものではないという感じなんですね。わかりました。他に皆様からよろしいですか。日もないので、今の意見というか、下の連合会で集まってやれるわけではないので、真鶴の農業委員会の意見も一緒にして。
事務局長	真鶴は昨日総会を開催しているので、その結果をまとめたいです。
議長	合わせて伝えていただければと思います。
事務局長	今回これに関しまして細かな今のお話はありますが、それを事務局に話すだけで、今回の意見というのは無しということでよろしいでしょうか。

議長	意見というか、言っておいていただければ、表題が違うのではないか。
事務局長	それは事務局に対しての言う話ですけど、この今回の推進大会に向けての意見というのはないけど。
議長	それは意見無しで。
事務局長	あと当日ですが、当日出席いただける方に関しまして、会長と事務局は先に行くような形になりますが、後の方たちが当日９時半出発を考えておりますので役場の第２駐車場の方に集まっていただくようにお願いいたします。 お昼を食べてから、そちらの関内ホールの方に行くようなことを考えております。よろしくお願いします。
議長	９時半ということで、役場のマイクロバスかなんかで。
事務局長	10 人乗りの車です。
議長	わかりました。 遅れないようにお願いしたいと思います。
事務局	再確認ですけど、当日の出席委員の方可能な方、挙手をお願いします。
議長	私はちょっと先行くけどね。
事務局	６番委員、７番委員、８番委員、以上のメンバーで、当日、出発しますのでよろしくお願いします。
議長	よろしいですか。続いて、(3)地域計画策定に向けた取組について（案）ついてお願いいたします。

事務局	前回、地域計画の関係でお手元に地域計画の参考様式、それと別添に全体地図他あります。前回ご説明させてもらった通り人・農地プランの見える化を含めまして、地域計画の目標地図の作成を当農業委員会でお諮り、示し受けるところでございます。前回のこちらの地図につきましては、同じ内容でございます。お手元の手前の、参考様式の方でございますけれども、１ページ目、裏表になっております。１ページ目の方につきましては表題の通り、湯河原から湯河原地区を示し、２枚目の方につきましては鍛冶屋から福浦を示しております。こちらにつきましては、人・農地プランで示し資料結果をもとに、各項目を回答に向けた形で作成させていただきました。今後はこちらを含めまして、県の方に回答するところでございます。１枚目の裏面につきましては、人・農地プランの結果をホームページ上に載せておりますけれども、こちらは名前の方は伏せさせていただいております。今、皆さんに見ていただいているのは当時、アンケート結果をいただいた結果でございまして実際には開示はしていません。けれども、今回見えるような形で記載をさせていただいております。その後、町内の中で農業委員会さんに諮らせていただいた農用地利用計画等の分を追記させていただいており、各記載の通りとなっております。今後、こちらを含めましてお諮りさせていただき、一応まとめとさせていただきます。
議長	ご苦労様でした。これから、農協等に意見等を聞くための案、地域計画、目標地図案が出てきたわけです。なにかこれについて、ご質問等あればお願いします。私から質問、ここの参考様式第５－２号の地域計画を立てて、地域名で奥湯河原から門川地区、もう１個は、鍛冶屋から福浦地区までこう書いてあるんですけど、今回、この目標地図を農振地域、農振農用地という正確に言うと、対象に作るというような説明になっていると思いますけれども、そうするとこの地区・地域名というのは、例えば、奥湯河原だとか、温泉場だとか、農振がないのかな、ここはないね、ここは地域名に必要なのか。
事務局長	記載の内容は、いずれかは必要になると思われます。今、会長おっしゃるのは、地区外のところがあるのでその部分につきましては、いらないのかと思います。ここで委員さんの方に諮らせていただいて、地区名等の変更、地域計画にそぐうようなお名前を皆様の方で、もし、お出ししていただければ反映させていただければと考えております。地域名という形で表の方が奥湯河原から門川地区までありますけれども、実際上の別紙の全体地図等を見る中では、対象外のところがございます。それに対して地域名が湯河原全体の中の半分、先程申しました湯河原側か吉浜側かという中で、対象地区がないところがあるので、こちらを名前から除外するよう求めましてはいかが。
議長	つまり農振の地図、この地図で例えば第１地区は城堀、第２地区は鍛冶屋・吉浜、これでいいのではないかという気がするけど、 なぜ、この地域計画に奥湯河原等のないところを入れるか分からない。意味ない。

事務局	ここの席で、委員さんの方からこういう名前の方が最適ではないかと推薦がありましたら。
議長	何か特別な考えがあって入れたものなんか。
事務局	人・農地プランで名前が挙がっておりましたので。
議長	とりあえず通してか。ここの農振地域だけじゃなくて、 全域的な考え方の中で、やったんでこういうふうに名前が多分出てきて、続いて今回出てきたのではないかと思います。 今回、農振地域を対象にして、ないところは必要ないかと、あるとなにか、かえっておかしいような気がする。
事務局長	担当が話す通り、なにかいいものがあればそれに変えることは全然問題ないので、逆に、分かりやすい方がいいかなと思います。 湯河原地区、農協の、分けてやってますので、そこら辺をうまくなにか表現ができればいいかなと思ってるんですが。
議長	皆さんどう思いますか。
３番委員	農振地区を対象にしてやるのなら、はっきり言って門川は農振地区ではない。その地区名が入っているのはおかしい。 奥湯河原はあるんですか。
事務局	ないです。
３番委員	ないなら外した方がいいと思うけど。
議長	そういうことです。ということで、例えば、この１枚目の紙でいうと、城堀地区ということになるのか、
３番委員	宮下はあるのかな
議長	宮下はあるのかな
事務局	区域だけです。

３番委員	宮下は農業振興地域ですか。
事務局	農業振興地域のくくりはあります。中には農用地の指定はありません。
議長	農振地域としてはあるけど農用地になっていないということです。農用地が、農振農用地が城堀、１枚目の地域でいう、城堀だけ。農振、農用地でないとことも入れれば、先ほど例えば宮下が入りますということです。
事務局	議長おっしゃる中で、下の括弧というのは、地域内農業集落名という形で、今、人・農地プランで掲げましたそれぞれのこの長い地区名を括弧のところを残してその上の地域名を皆さまにお考えいただくのはいかがですか。
議長	奥湯河原、残す必要がないでしょう。
事務局長	残す必要はないんですが、万が一またなにか地域が拡大されたとき、100%ないとは言い切れないとは思います。
議長	その時は例えば、農振整備計画が変更されるだとか、そうではなくても、役場としては、分からないけれども、地域計画は農振地域以外にも、広げていくっていう考え方があるのか。
事務局長	無いです。本当にこの名前に関しては正直言いますと、全然こだわっておりませんので、さっきから何度も言うように、これの方がよいと言っていただければ、そのようにいたしますし、今委員からお話があった、例えば、こちら奥湯河原の方に関しましては城堀しかないので、地域名・城堀地区というふうにしても構いませんし、その意見をいただければ、そのようにいたします。
議長	どうですか、農用地が城堀しかない、この１枚紙、１枚側の第１地区といったらいいのかな。城堀地区ということでいいと思いますが、皆さん、どうですか。
３番委員	他の地域は分からないですけど、門川地区は外してください。私の一存ですけど、組合長に話せば外してこいという。
議長	農振地域が拡大されるだとか、地域計画をもっと町、広くエリアを広げていきたい時はそのときは変更すればいいよね、名前をね、その時はそういうことが起きる時には、現状のこの枠組みというか、エリアの考え方でいうと、例えば、第１地区は城堀地区ということで、
事務局長	第２地区はどうしましょうか。

議長	第１はいいですか。城堀地区でというふうになって、それで農用地は城堀だけですね。第２地区の方ですが、農振で言うと例えば、鍛冶屋は入っていますね。中央は入ってない。それから川堀は入るよね。
事務局	農振地区につきましては、吉浜、川堀地区、お手許の全体地図の中で、第２地区の３分の２と書いてある鍛冶屋、吉浜を見ていただくと。
議長	第２地区の２分の３と書いてあるのが鍛冶屋と吉浜でしょう。これはいいですよね。第２地区の３分の１って書いてあるのが鍛冶屋があるのかな、分からないな、吉浜があって川堀も入ってますよね。ただ福浦は入ってないですよね、多分ね、ないですよね。
事務局長	ないです。
議長	福浦は中央もない。すると鍛冶屋、吉浜、川堀地区、川堀は入ってますよね。そういうことでいかがでしょうか。
事務局長	それこそ、全体地図の方に書かせていただいたんですが、１枚目の方を第１地区、２枚目の方を第２地区といたしまして 広域の中に城堀地区、第２地区の方は広域の中に鍛冶屋、吉浜、川堀地区という感じでいかがでしょうか。
議長	そうですね。それでいいと思うよ。鍛冶屋、吉浜、川堀ということで、いかがですか。よろしいですか。 いいですよね。 第２地区の方は鍛冶屋、吉浜、川堀地区ということで、多分ないよな。なんか飛び地みたいなとことがある。福浦吉浜とかありますよね。農振ではないですか。
事務局	ここでは大変申し訳ございません。地域名という形で、農協の管轄の中で、本当は吉浜というのは大きい字の一くくりでよろしいかと思いますが、川堀地区という形で分けさせていただいた中で、飛地の吉浜福浦、福浦吉浜などがありますけれども、そこにつきましては、おおくくりをさせていただき、吉浜と川堀地区にさせていただきます。
議長	これは正確な字名を示すものでもないし、なんか一般的にみんな思ってる地域という形でいいと思います。あえて言うなら、道だとかその吉浜福浦とかそういうところの農用地もない。多分ないということで第２地区は鍛冶屋、吉浜、川堀地区ということでよろしいですね。特に意見がなければ訂正するということでお願いします。他に何か地域名は以上でございまして、ここに文面がずっと書いてあっても数字は別としてもいろんな現状、課題、なんとかのあり方だとか

	地域よく見てないんですけど、第１地区と第２地区の文章の書き方はそんなに違うとこでもないと思われますけど。
事務局長	違いがありますけど、それぞれ裏のページ、３（3）基盤整備事業への取り組み、これに関しましては、第１地区に関しましては特に今なくて第２地区については広域農道とか、やっておりますのでそこら辺のことが記載されております。そこが違うだけでありまして文面といたしましては、人・農地プランからの引用です。流れできておりますので、両方とも変わりはないです。 面積に関しましてはそれぞれ違いますので変えております。
議長	わかりました。
３番委員	１ページ目の（２）地域農業の現状および課題で、３行目で、また柑橘類の価格が経営的に厳しい収入であるため、価格の安い単価、この前も価格低迷とかあって、みかんの価格は上がっている話をしたが。
事務局長	人・農地プランでは価格が低いと話になっていたので、その低すぎるというのは無しにしたけれども、経営的に厳しいというのはあるのではないかという形でその部分を残してあります。
３番委員	価格的にどうなのか。
議長	「価格が」って書いてあるから、例えば価格が昔より良くなってきて、ただ経費が増えていますよね。
３番委員	そういう意味でね。
議長	経営が厳しいというのは相変わらずの部分はあると思いますが、この「価格が」というのは、みかんがその販売価格のことだと思うんですけど、ここで言いたいのは、その「価格が」を取れば、いいような気がしますね。色んな物価だとか人件費の増加に伴って価格がうまく一緒に伸びていけば、いいんだけど、そこはまだ追いついていかない部分があって、経営が厳しいことに変わりはないと思う。「価格が」のとこだけ取ってもらえれば、そこはいいと思います。よろしいですか。
事務局長	「価格が」を抜かします。
事務局	柑橘類の経営が厳しいため、いかがでしょうか。

議長	よろしいですか。 私からその下の（3）で一番下のところに地域内では酪農業も営まれているため、これはなにか。
事務局	これはすいません違うこと。
議長	いらないですね。後継者のことが書いて後継者施設の維持ではいらないか。それはいいか、上にそういうこと書いてある、一行取ればいいですかね。
事務局長	そうです。
議長	それでもう 1 個の地域も同じだったらば同様に、先程の柑橘と同様に直していただいて、両地区とも直していただいて。
3番委員	その上の文章に、この打越集落とはどういう意味なのか。集約化を進め、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を積極的に受け入れ、打越集落とは。
事務局長	間違いです。打越集落自体、無しです。
議長	打越集落はを取ればよい。その上少し戻って（2）のところで、70 歳以上で、後継者なし、41.1%の農家をその両方との地区とも同じ数字なんですけれども、これはその地区別に後継者なしの農家、70 歳以上で、これは出るんですか。
事務局長	この数字に関しまして再確認いたします。
議長	お願いします。集積目標５％、これ裏のページで以下２記載事項ということで、地域の実情に応じて選択して取り組み内容を記載してくださいということで、①の鳥獣被害防止対策にチェックがついて、やっぱり湯河原町、こういう課題があるということで、それを選択して、その下に説明がついてるということでいいんですね、必要だなと思ったので。
事務局長	その通りです。また、人・農地プランでこれに関しまして取り上げておりますので、記載させていただきました。
議長	わかりました。文章はそんなとこで良いんですかね。
事務局長	現在、これ案の状態で作ったものなんですけど、（4）４番、地域内の農業を担う者一覧です。これにつきましても、今一度、見直す必要があると思っておりますので、これに関してちょっとまた変わってくるんじゃないかと思っておりますので。

議長	それは地域計画、今年度作るという期間の中で、この一つ一つもう１回確認をするみたいな。
事務局長	そうです。２枚目の方の第２地区の方の裏側を見ていただくと、かなり、議長の下です。いらっしゃるんですけど、これらをもう１回見直さないと、今借りてる方とかですね。それが抜けているのではないかというのもありますので、それも再確認して、いれば加除したいと思います。ご了承ください。
議長	あと前回の農業委員会の総会の時に、前回説明があってこの地図を配られて、意見がある人は事務局の方に幾日まで言ってくださいということで、申し出てくださいとお伝えしたが何かありましたか。 私から私が神に出して渡したんだけど締め切りの日にそれでいられなかったんで週末が締め切りだったんで週明けぐらいに説明したんだけど今回はこれでもね、例えばもう上がって大変なんでいいなら思うんだけども、まず一つはこの地図は前回の人・農地プランの実質化の時に、農地の所有面積 3,000 ㎡以上農地を持ってる方に対してアンケートを取って、その答えが農振地域に中でその意向が色塗りされたと、そうすると 3,000 ㎡以下の農家で、ここの農振地域に持っている人の意向がわからないので、この計画では随時、見直しをしていくことになっているので、追々、そういう人たち、今度は属地的に農振地域ということで、場所、エリアが特定をされているので、そこを持っている地主さん、農家に意向を確認してください、そういうことを考えてくださいということを話したことと、それから農業委員の人皆さんに農地のパトロール、農地利用状況調査をやってもらっていて、それで適正に農地で利用されてるとか、荒れているだとか、そういったことを皆さんに協力してもらって調べていると、荒れているところで、そこのところは我々の調査をもとに、町の農業委員会の方でその地主さんに対して、その農地を今後どうされますかというような意向調査みたいをやっているんで、その意向調査はこの目標地図のこの意向に入っていくように、意向調査をしてもらって、この夏のパトロールを受けた意向調査をやってもらって、それがこの地図に反映できたらいいと思うので、そういうことをやってくださいと全員からの答えがないかもしれないけれども、返事がないかもしれないけども、そういう形でいずれにしても、それは調査をするんで、意向調査をするのでその結果をこういう地図に反映してくださいということをお願いした。
事務局長	了承しました。

議長	分かりました。是非、よろしくお願いしたいと思います。他に皆様から何かありますか。よろしいですか。多少意見がありましたら、それは反映をしていただいて、これから協議の場に入っていくということになるということで、前回、この協議をする場で、農協の支店運営委員会に図るというか提案をして意見を聞くということで、ただ地域によっては例えば分かりやすく言えば具体に言うと、湯河原支店の運営委員会には色々、門川、温泉場からずっと広くてこの計画は城堀だけなので、生産組合がそこにはあるので、そういうところに話したらどうですかというような意見がありました。それはどうですか。
事務局長	第１地区につきましては、城堀の生産組合へ話をさせていただいていいのではないかなと思います。第２地区についてはまだ決まっていないので、農協の支店運営委員会でいきたいと思います。
議長	湯河原支店運営委員会の方は、そういう話もそこの中の一部地区という話を聞きたいって言えば、来てもらうのは差し支えないと思いますけれども、どっちがメインかって言ったらやっぱり生産組合の人たちが主なのでそこに、意見を聞くような場を作ってくださいというようなことでよろしいですね。第２地区、吉浜、鍛冶屋、川堀地区はそういう組織がないので、支店運営委員会の方に提案をするということでお願いします。よろしいですね。４番委員、いいですよね。
４番委員	はい。
議長	この件については、以上でよろしいですか。この地域計画については以上としたいと思います。その他何か事務局の方から資料がいくつか配られているようですが。
事務局	お手元の後ろの方に、Ａ３で緑の「農業経営の改善に向けた相談に専門家を派遣します」と、もう１枚は「神奈川県農業経営・就農センター、無料経営相談会を開催します！」、公益社団法人神奈川県農業会議からこれら通知が届きました。農業委員さんへ配布していただければとありました。なにか問合せ等がありましたら、ご対応していただければと思います。相談することができますということでご案内をしていただければと思います。重ねて白い方、神奈川県農業経営就農支援センターにつきましても、無料経営相談を受けられます。ご案内をしていただければと思います。
３番委員	これは農業委員が配るのか。
事務局	当町役場の方につきましては、窓口配架しております。あと、農協へ直接届いていると思われますが、一番下の連携機関という形でこちらの神奈川県農業協同組合中央会が書いてございますので、各支店までに届いていると思われます。確認ができていません。

議長	農協の方にも行ってるだろうというふうなことでございます。 もしこれを見て私も相談を受けたいという人は例えば 自分で役場に言ってくださいとするか自分でここに申し込んでくださいにするかどうなりますか。
事務局	窓口では相談は出させていただきますけれども、申込ということなので、ご自身で対応していただいたほうがよろしいかと思います。
議長	手続きは自分でやってくださいと、相談とか書いてある範囲はでね、役場の方でも説明してくれるけれども、正式な申し込み手続きは、ご自身がここの窓口の方へ自分で直接やってくださいということですので、もし受けたいという農家の方がいらっしゃったらそういうふうになってますということでお伝えいただければと思います。よろしくお願いをしたいと思います。よろしいですか。 その他、事務局はどうですか。 それではその他まで含めまして議事は終了しました。どうもご苦労様でした。
	湯河原町農業委員会
	議長（会長） 露木洋一
	議事録署名人
	7番 佐藤甚哉
	8番 常盤幸宏